

○屋外広告物条例施行規則第5条の2の規定による市長が指定する区域及び区間の指定

平成25年5月29日

告示第262号

和歌山市屋外広告物条例施行規則（平成9年規則第26号。以下「規則」という。）第5条の2第4項第2号の市長が指定する区間及び同項第3号の市長が指定する区域を次のように定める。

路線名	規則第5条の2第4項第2号に規定する区間	規則第5条の2第4項第3号に規定する区域
一般国道24号	和歌山市鳴神における阪和自動車道との交点から岩出市との境界までの区間	道路の側端から両側各150メートルの地域のうち当該道路から展望することができる区域
一般県道井ノ口秋月線	和歌山市出島における一般国道24号との交点から和歌山市井ノ口の主要県道岩出海南線までの区間	
主要県道岩出海南線	和歌山市井ノ口における一般県道井ノ口秋月線との交点から岩出市との境界までの区間	

附 則

この告示は、平成25年10月1日から施行する。